

各 位

三井住友建設株式会社に対する訴訟の提起に関するお知らせ

平成 27 年 12 月 29 日

株式会社アスティ

(お問い合わせ先)

業務部 [TEL:082-278-1112](tel:082-278-1112)

当社は、2015年12月25日、広島市の広島弁護士会館にて記者会見を行い、三井住友建設株式会社に対する訴訟の提起について発表しておりますのでお知らせいたします。

当社本社ビルは1980年に竣工した建物であり、新耐震以前の建築物であることなどから、2011年8月に建物の耐震診断を実施しました。その結果、建物主要工事部分の柱と梁（はり）の溶接方法が当初の設計と異なることが発覚し、「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が高い」と判定されました。また、これにより、建築基準法第20条で求められている構造耐力を有していない可能性が認識されましたため、この点について確認する必要が生じました。

診断結果を受け、建物の施工業者である「三井住友建設株式会社」に対して、施工業者としての責任を問うべく協議を続けて参りましたが、誠意ある回答が得られないため、訴訟を提起することとなりました。これらの訴訟の概要は以下のとおりです。

①訴訟の内容について

- ・ 契約違反及び不法行為に基づく損害賠償請求
- ・ 契約上の説明義務の履行として、建築基準法第20条に規定する適合性に関する報告書の提出要求

②訴訟の時期

- ・ 2016年1月中旬

当社は、今回の訴訟を通じて、三井住友建設株式会社の企業としての社会的責任、企業倫理を問いただしたいと考えています。

尚、当該建物は耐震診断の結果を受け、建物の安全性を高める為に、耐震補強工事を実施し2015年5月に完了しております。

以 上